

# 令和2年度高槻市消防吏員第1回採用試験募集要項

高槻市消防職員試験委員会

## 1 受験資格及び採用予定人数

(1) 次の各資格要件(最終学歴及び年齢)を同時に満たす人。

採用 予定日	区 分		受 験 資 格		予定 人数
令和2年 10月1日	上級	大学卒A	平成6年10月2日 以降に生まれた人	学校教育法による大学(短期大学を 除く)を卒業した人又は令和2年9月 末までに卒業する見込みの人	5人
	初級	短大卒	平成8年10月2日 以降に生まれた人	学校教育法による短期大学若しくは 高等専門学校若しくは修業年限2年 以上の専修学校を卒業した人又は 令和2年9月末までに卒業する見込 みの人	
		高校卒	平成10年10月2日 以降に生まれた人	学校教育法による高等学校を卒業 した人又は令和2年9月末までに卒 業する見込みの人	
令和3年 4月1日	上級	大学卒B	平成7年4月2日 以降に生まれた人	学校教育法による大学(短期大学を 除く)を卒業した人又は令和3年3月 末までに卒業する見込みの人	1人

※高校卒の試験について、最終学歴が中学校卒(高校卒程度の学力を有し、平成10年10月2日から平成14年10月1日までに生まれた人)の場合でも受験できます。ただし、現在、在学中の場合は令和2年9月末までに卒業する見込みの人に限りです。

※採用人数は、退職者数などにより変更する場合があります。

(2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する人は受験できません。

地方公務員法(抜粋)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 試験日時及び試験科目、場所及び合格発表

### (1) 第一次試験

日 時	<p>&lt;大学卒A・大学卒B・短大卒・高校卒&gt;の試験日及び科目</p> <p>1 一般教養試験:令和2年6月28日(日)</p> <p>2 体力検査:令和2年6月29日(月)、令和2年6月30日(火)、令和2年7月1日(水)の 何れか</p> <p>※一般教養試験及び体力検査の両方を受験してください。</p> <p>※体力検査の試験日については消防本部で決定し、受験票を返信する際に試験日を記載した文書を同封してお知らせします。</p>
	<p>&lt;大学卒A・大学卒B・短大卒・高校卒&gt;の試験時間</p> <p>※一般教養試験及び体力検査の試験時間(受付・集合・開始)については消防本部で決定し、受験票を返信する際に一般教養試験及び体力検査の試験時間(受付・集合・開始)を記載した文書を同封してお知らせします。</p>
場 所	<p>&lt;大学卒A・大学卒B・短大卒・高校卒&gt;の試験会場</p> <p>高槻市消防本部(高槻市桃園町4-30)または、高槻市北消防署(高槻市緑が丘三丁目12-1)の何れか</p> <p>※試験会場については消防本部で決定し、受験票を返信する際に試験会場を記載した文書を同封してお知らせします。</p>
合格発表	<p>令和2年7月上旬～中旬</p> <p>合格者の受験番号を消防本部、消防署、分署及び出張所に掲示するとともに、合格者にのみ通知します。</p> <p>また、高槻市消防本部ホームページに合格者の受験番号のみ掲載します。</p> <p>アドレス「<a href="http://www.fd-takatsuki.jp/119/page/saiyou.html">http://www.fd-takatsuki.jp/119/page/saiyou.html</a>」</p> <p>※電話での問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。</p> <p>※第一次試験合格者は別に通知する日までに最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書及び成績証明書各1通を提出してください。</p>

(注1) 体力検査は職務遂行に必要な体力を検査します。

体力検査に適した衣服・運動靴等で行います。

熱中症対策(スポーツドリンク、帽子等)もお願いします。

(2) 第二次試験

日 時	第一次試験合格者に日程等を通知します。
場 所	高槻市消防本部及び指定病院
科 目	適性検査、作文、面接試験(集団討議・個人)、健康診断(注2)
合格発表	<p>令和2年8月上旬～中旬</p> <p>合格者の受験番号を消防本部、消防署、分署及び出張所に掲示するとともに、合否にかかわらず本人あてに通知します。</p> <p>また、高槻市消防本部ホームページに合格者の受験番号のみ掲載します。</p> <p>アドレス「<a href="http://www.fd-takatsuki.jp/119/page/saiyou.html">http://www.fd-takatsuki.jp/119/page/saiyou.html</a>」</p> <p>※電話での問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。</p>

(注2)健康診断は職務遂行に必要な健康度を検査します。

3 受験手続

申込用紙請求	<p>募集要項、令和2年度高槻市消防吏員第1回採用試験申込書(以下「申込書」という。)及び受験票は高槻市消防本部消防総務課、中消防署、北消防署及び各消防分署、出張所で令和2年5月27日(水)からお渡しするとともに、高槻市消防本部ホームページでもダウンロードすることができます。A4用紙(白色)にプリントアウトして使用してください。</p>	
	<p>申込書等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と朱書し、郵便番号、あて先を明記し140円切手を貼った返信用封筒(角型2号封筒 33cm×24cm程度)を同封し、高槻市消防本部消防総務課(下記参照)まで請求してください。</p>	
受 付 (郵送)	受付期間	<p>令和2年5月27日(水)～6月10日(水)</p> <p>※申し込みは郵送による方法のみとします。[6月10日(水)消印有効]</p>
	提出書類	<p>1 申込書及び受験票 各1通</p> <p>2 申込前6か月以内に撮影した本人の写真(無背景、無帽、上半身正面向き、縦4.5cm・横3.5cm)をそれぞれに貼ってください。</p> <p>3 申込書及び受験票は必要事項を記入し、封書にて必ず簡易書留郵便で送付してください。封筒の表に「試験申込書在中」と朱書し、その中には404円切手を貼った返信用の定形封筒[23.5cm×12cm](郵便番号、あて先を明記のうえ、「簡易書留」と朱書すること。受験票の送付に使用します。)を必ず同封して郵送してください。</p>
	提出先	<p>〒569-0067 高槻市桃園町4番30号</p> <p>高槻市消防本部 消防総務課</p> <p>電 話:072(674)7973</p>

## <注意事項>

- ア 申込書及び受験票の記載事項に不備のある場合、お返しすることがありますが、そのために生じた申込みの遅延等については、責任を負いませんので受験手続きには十分注意してください。
- イ 申込書及び受験票を受付けた後、受験票を返送します。試験当日はこの受験票がないと受験できませんので必ずお持ちください。
- ウ 試験に関する提出書類は一切お返ししませんので御了承ください。
- エ 試験会場に受験者用の自動車及びバイクの駐車場はありませんので、自転車または公共交通機関等を利用して来場してください。
- オ 申込書等に記載された個人情報が高槻市消防吏員採用試験のために用い、それ以外の目的には使用しません。
- カ 必ずマスク等で口及び鼻を覆い来場してください。マスク等の装着に不備がある場合は受験できません。
- キ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、または、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合は、受験できません。
- ク 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験を中止する場合があります。その際は、試験当日午前8時頃までに高槻市消防本部ホームページにお知らせします。  
高槻市消防本部ホームページアドレス「<http://www.fd-takatsuki.jp/119/>」
- ケ 試験当日午前7時の時点で気象警報が発令されている場合や、災害が発生している場合は、試験の日程を変更することがあります。その際は、試験当日午前8時頃に高槻市消防本部ホームページにお知らせします。  
高槻市消防本部ホームページアドレス「<http://www.fd-takatsuki.jp/119/>」

## 4 試験成績の通知について

- (1) 第一次試験を受験し不合格となった場合、希望する人(本人に限る)に、得点と順位を通知します。
- (2) 申請の方法については、別添「試験成績通知申請書」の上部を御覧ください。

## 5 採用

最終合格者は、採用候補者名簿に登載(1年間有効)し、大学卒A、短大卒及び高校卒については令和2年10月1日以降に、大学卒Bについては令和3年4月1日以降に採用する予定です。

採用後は、大阪府立消防学校において6か月間の初任科教育を受けた後、勤務することになります。

## 6 給与等

本市の条例等の規定により定められた額を支給します。